3　政府は、第一項の検討の結果、政府による株式会社商工組合中央金庫の株式の保有に関する義務に係る措置その他の株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の的確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（中小企業信用保険に関する経過措置）

第五条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第六条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「と、同法第三条の二第一項」の下に「及び第三条の三第一項」を加え、「同条第三項」を「同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項」に改め、「、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と」を削る。

（下請中小企業振興法等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、これらの表の第三条の三第二項の項を削る。

一　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第二項の表

二　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項の表

三　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十三条第一項の表

四　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十三条第一項の表

五　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第七条第一項の表

六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項の表

七　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条の表

（中小小売商業振興法の一部改正）

第八条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「同条第五項」を「同項」に改め、同項の表第三条の二第一項、第三条の三第一項の項中「、第三条の三第一項」を「及び第三条の三第一項」に改め、同表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の表の第三条の二第一項、第三条の三第一項の項中「、第三条の三第一項」を「及び第三条の三第一項」に改め、これらの表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、これらの表の第三条の三第二項の項を削る。

一　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第一項の表

二　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第六条第一項の表

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正）

第十条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第一号の二」を「第二号」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同条第四項の表第三条の二第三項及び第三条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に「、第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

第二十条中「限る。）であって」を「限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であって」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第十三条　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「ついては、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

（調整規定）

第十四条　この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び日本政策投資銀行に対する」とあるのは「に対する」と、「これらの機関の」とあるのは「その」と、「ものとする」とあるのは「ものとし、日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする」とする。

2　この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に「、第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十六条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に「、第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同条第六項中「認定農商工等連携支援事業者であって」を「認定農商工等連携支援事業者（中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であって」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。